

会話をしただけで逮捕？

共謀罪について みんなで考えよう

予約不要！

入場無料！

秋の臨時国会以降、共謀罪法案がいつ提出されてもおかしくない情勢にあります！

共謀罪とは、2人以上の者が、犯罪を行うことを話し合って合意することを処罰対象とする犯罪のことです。2人以上の者が話し合い、それぞれが納得しさえすれば犯罪が成立してしまいます。物を盗んだり、人を傷つけたりといった行動に出ることは必要ありません。また、凶器を買うなどの準備に取りかかる必要すらないのです。

しかし、そうした行動を取っていないのに、「犯罪を行うことを話し合って合意すること」と、「心の中で思ったこと」を区別することはできるのでしょうか。共謀罪が成立すると、単に疑わしいとか悪い考えを抱いているというだけで人が処罰されてしまうおそれがあるのです。

今ここで一緒に考えてみませんか

日時 2015年11月6日(金) 17:30～19:00

会場 宮崎県弁護士会館 2階会議室

主催 宮崎県弁護士会 (共催 日本弁護士連合会)

講演「共謀罪について」

講師 山下 幸夫 弁護士 (東京弁護士会所属)

1989年4月に弁護士登録（東京弁護士会）
 現在、日弁連共謀罪法案対策本部事務局長、刑事法制委員会事務局長、国際刑事立法対策委員会委員長など。
 編著に、『共謀罪法案を批判する（仮題）』（合同出版、10月初旬頃発売予定）などがある。



※ 講演後質疑応答を予定しています。

駐車場には限りがございますのでできるだけ公共交通機関をご利用ください

TEL 0985-22-2466

<http://www.miyanben.jp/>

宮崎県弁護士会



共謀罪 Q&A

Q 共謀罪法案って、どんな法案なのですか？

国会に提出されようとしている共謀罪の骨子は次のようなものです。

- ① 長期4年以上の刑を定める犯罪について（合計で600以上）
- ② 団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの（組織犯罪集団の関与までは求められていない）
- ③ 遂行を共謀（合意）した者は
- ④ 原則として懲役2年以下の刑に処される。
- ⑤ 死刑、無期、長期10年以上の処罰が科せられた犯罪の共謀については懲役5年以下の刑に処される。
- ⑥ 犯罪の実行の着手より前に自首したときは、刑を減免される。

Q 共謀罪法案はなぜ問題なのですか？

共謀罪は、話し合って合意するだけで成立するという性質上、処罰範囲が曖昧となりどこまでも拡大してしまう恐れがあります。政府は、共謀罪の対象となる犯罪は重罪に限られると説明していますが、実際には、窃盗、収賄、傷害、詐欺、恐喝、有印私文書偽造なども含まれ、共謀罪が成立しない犯罪の方がごく限られたものであると言っても過言ではありません。

Q 共謀罪法案が成立した場合、私たちの生活になにか影響はあるのですか？

共謀罪の捜査では、犯罪が発生した後にそこからさかのぼって犯人を探すのではなく、日常的な会話やメールの内容そのものから「合意」を判断していきます。つまり、捜査機関は、市民の日常的な会話やメールを監視する捜査を行うことが必要となるのです。

現在でも通信傍受は可能ですが、今後、共謀罪捜査のために、我々の日常的な会話について、今以上に広く通信傍受や会話傍受がなされるおそれがあります。

現在、ほとんどの街には、民間のものも含めて多数の監視カメラが設置されています。将来的に、このカメラにデータベースと連動した顔の認識システムと高性能マイクが組み込まれたら、街頭の会話からも共謀罪が立証できるようになります。

共謀罪捜査は、このように、通信の監視とあいまって、警察権力が市民生活の隅々にまで入り込むような監視社会をもたらす危険性があるのです。